

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。第19条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域における集落の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、小規模高齢化集落等が住民主導により取り組む集落再生、地域活性化に向けた市町が必要と認めた取組に対し支援することを目的とする。

第3 事業内容

本事業に係る補助金の対象事業は以下のとおりとする。

(1) 移住者直接支援事業

ア 移住者生活支援

小規模高齢化集落等に新たに居住する世帯（以下「移住者」という。）に対して、その者が行う地域活性化の取組に対して奨励金を支払う。

イ 住宅取得等支援

移住者に対して、住宅取得等に係る経費について支援する。

ウ 地域活性化活動支援

移住者に対して、地域活性化活動に要する経費を支援する。

エ 奨学金返済支援

移住者に対して、奨学金返済に係る費用について支援する。

(2) 地域維持活動・地域活性化支援事業

嵩上げ対象補助金等で定められた地域の維持活動や集落の活性化に向けた取組に係る経費について支援する。

第4 事業実施主体

(1) 移住者

(2) 市町、小規模高齢化集落等、小規模高齢化集落等を含む周辺地区、嵩上げ対象補助金等で規定される者

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第5 事業実施条件

(1) 地域プランの策定

事業を実施する場合は、次に掲げる条件を全て満たすことを要する。

ア 地域プランを策定すること。

イ 地域プランの様式は任意とするが、次の（ア）から（カ）に掲げる事項は必ず記載することとする。ただし、地域プランに類するものが既に策定されている場合、当該既存プランに（ア）から（カ）のうち記載されていない事項を追記したもので差し支えない。

（ア）取組の合言葉（キャッチフレーズ）

（イ）人口及び高齢化率

（ウ）地域の現状、課題及び目指す将来像

（エ）組織の体制

（オ）移住者の受入の意向

(カ) 事業実施計画書

ウ 地域プランは、可能な限り該当地域住民全員の意思を反映したものとする。

エ 地域プランの対象範囲は、小規模高齢化集落等、又は小規模高齢化集落等を含む地域（小規模高齢化集落等を含む広域的な地域組織の範囲）とする。

オ 地域プランが策定された場合は、市町は速やかに承認申請書（様式第1号）及び事業実施計画書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けること。なお、県は、地域プランに記載内容に疑義等がある場合は、意見を附することができる。

カ 地域プランに変更が生じた場合は、オの規定を準用する。

(2) 移住者直接支援事業

移住者直接支援事業を実施する場合、(1)に掲げる条件のほか、要綱別表1-1及び1-2に記載の適用要件を満たすこと。

(3) 地域維持活動・地域活性化支援事業

ア 地域維持活動・地域活性化支援事業を実施する場合、(1)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(ア) 交付を受けようとする嵩上げ対象補助金等に規定される交付要件を満たすものであること。

(イ) 小規模高齢化集落等を含む周辺地区を対象として事業を実施する場合、小規模高齢化集落等に対して受益が及ぶ事業であること。

イ 適用可能な事業、県補助率の嵩上げの可否にあたっては、個別に協議の上決定するものとする。

(4) その他

ア 移住者直接支援事業及び地域維持活動・地域活性化支援事業の実施にあたっては、地域プランで定めた内容に基づき、一体的に実施すること。

イ 本事業は、地域プランの策定時以降に実施する事業を対象とする（(1)オに規定する地域プランの知事の承認を要しない。）。

第6 事業実施手続き

(1) 本事業の実施手続きは原則として次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施主体は、要綱第7条第1項に係る申請書（以下「申請書」という）（要綱様式第1号）を作成し、当該実施地を管轄する市町長に提出するものとする。

イ 市町長は、アにより提出された申請書を適当と認めるときは、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条に係る申請書（規則様式第1号）を作成し、アの申請書とともに知事に提出するものとする。

ウ 知事は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

(2) 地域維持活動・地域活性化支援事業を行う場合は、(1)のア及びイで定める書類のほか、嵩上げ対象補助金等の交付申請書類一式の写し、交付決定通知書の写し、及び知事から承認を受けた地域プランをそれぞれ添付し、12月10日までに知事に提出すること。

第7 過疎債の充当

(1) 過疎債充当事業は、過疎地域持続的発展市町村計画に定める移住者直接支援事業とする。

(2) 過疎債充当事業の実施にあたっては、以下の手続きを満たすこと。

ア 市町は、実施年度の12月10日までに、様式第3号により算定額、過疎計画書及び起債計画書を提出するものとする。ただし、算定額等に変更が生じた場合には、市町は様式第3号により速やかに知事に対して報告しなければならない。

イ 市町は、各年度の過疎債充当事業が終了した場合は、事業実施の翌年度5月末日までに交付申請書一式、財務事務所が発行する財政融資資金貸付通知書、及び過疎債充当事業の確定額が記載された資料を添えて交付申請を行わなければならない。

ウ 知事は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに策定された地域プランに基づき実施される事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5関係）

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

市 町 長

〇〇年度鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業に係る地域プランの承認
について（申請）

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業実施要領第5（1）オの規定により、地域プランを添えて申請します。

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業に係る事業実施計画書

1 事業実施集落等の名称・概要

2 事業計画の内容

事業区分	事業名	事業の内容	事業実施予定期間

※事業区分には次のいずれかの番号を記載してください（1 移住者直接支援事業、2 地域維持活動・地域活性化支援事業）

※事業名：事業の名称を記載。名称は事業の内容の概要を端的に示すものとしてください。

※個々の事業毎に記載してください。

3 経費の負担区分

（単位：千円）

事業名	過疎債適用の有無	実施年度	事業費	経費の負担区分（見込み）				摘要（積算内訳）
				県費	市町費	その他	合計 （補助対象経費）	

4 添付資料

- ・地域プラン、事業の概要の分かるものを添えて提出すること

鳥取県知事 様

市 町 長

〇〇年度鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業（変更）報告書（過疎債）

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業実施要領第7（2）アの規定により、下記のとおり報告します。

記

1 算定額

（単位：千円）

地区名	事業費	うち対象経費（A）	算定額（ $A \times 0.2$ ）
合 計			

2 関係書類

- （1）過疎計画書（該当箇所の写し）
- （2）起債計画書（該当箇所の写し）